

公共サービス改革基本方針（案）

令和 3 年 7 月
閣 議 決 定

目 次

第1章 意義及び目標	1
第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針	1
第1節 基本的な考え方	1
1 公共サービスに関する不断の見直し	1
2 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減に向けた取組	2
3 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置	3
4 地方公共団体が実施する法に基づく入札に関する国の行政機関の役割 ..	3
第2節 公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置	3
1 対象公共サービスの選定	3
2 法に基づく入札の実施等	5
3 対象公共サービスの実施等	7
第3節 地方公共団体が実施する法に基づく入札	7
第4節 監理委員会	8
第5節 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価	8
1 評価の位置付け	8
2 評価の手続	9
3 評価の観点	9
第6節 公務員の処遇	10
第7節 制度の活用に向けた取組	10
第3章 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項	11

第1章 意義及び目標

昨今の厳しさを増す財政事情の中で、国民に対して、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を目的とした公共サービス改革を推進することは、国及び地方公共団体を通じた我が国全体にとって喫緊かつ重要な課題の一つである。そのため、国又は地方公共団体が行っている公共サービスについて、競争を導入することにより、当該公共サービスの実施主体の切磋琢磨、創意工夫を促すとともに、事務又は事業の内容及び性質に応じた必要な措置を講ずることが重要である。

以上の認識の下、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく取組については、国民の視点に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施に関して、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものとする。

第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第1節 基本的な考え方

政府は、法の趣旨（第1条）及び基本理念（第3条）にのっとり、以下に掲げる基本的な考え方の下に、競争の導入による公共サービスの改革（以下「公共サービスの改革」という。）を取り組むものとする。

1 公共サービスに関する不断の見直し

公共サービスについては、国民の視点に立って、その要否や実施方法等に関し、不断の見直しを行う必要がある。このため、「公共サービス改革基本方針」（以下「基本方針」という。）は、少なくとも毎年度一度は見直す。

基本方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務又は事業の内容及び性質に応じた以下の措置を講ずる。

- ① 法第3条第2項の規定を踏まえて、官の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合には、当該公共サービスを廃止する等の措置を講ずる。
- ② 必要性があるとしても、官自らが実施することが必要不可欠であるかについて検討を行った上で、民間に委ねることができると判断された業務については、官民競争入札又は民間競争入札（以下「法に基づく入札」という。）を実施する等の必要な措置を講ずる。
- ③ 既に民間委託が行われている業務であっても、法に基づく入札又は廃止等の対

象から除外されるものではなく、その実施の過程について透明かつ公正な競争の導入等により、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が見込まれる場合には、法に基づく入札を実施する等の必要な措置を講ずる。

国の行政機関等は、基本方針の見直しに係る検討に当たっては、民間事業者の創意と工夫を活かす観点から、提出される民間事業者の意見又は国民の意思等を十分踏まえ、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）による審議に真摯に対応するとともに、検討のプロセス及び結果について国民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

また、法第7条第8項の規定により、法に基づく入札の対象となった個々の公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）については、その実施期間の終了にあわせて、当該対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価（以下「事業の評価」という。）を行った上で、当該対象公共サービスの事後の実施の在り方等を見直すこととしており、公共サービスに関する不断の見直しを進める観点から、事業の評価についても的確に実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、対象公共サービスの予定どおり、計画どおりの実施が困難な状況もあるものと考えられる。国の行政機関等は、各対象公共サービスの個別具体的な事情を踏まえ、民間事業者と誠実な協議を行い柔軟に対応するとともに、対象公共サービスごとに策定される官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を新たに定める際には、事業への支障、働き方の変化等事業への影響を可能な限り事前に見極め、必要に応じてその内容を実施要項に盛り込み、引き続き、円滑に対象公共サービスを実施することが重要である。

2 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減に向けた取組

法第1条の規定においては、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一體の業務を選定して法に基づく入札に付することにより、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることが求められている。

このため、対象公共サービスを選定するに当たっては、まず、本章第1節1に記載した公共サービスの不断の見直しの過程において、事務又は事業を官自らが実施することが必要不可欠であるか否かを検討する。その上で、民間事業者に委ねることができると判断された業務のみならず、既に民間委託が行われている業務であっても、透明かつ公正な競争の導入による事業の改善が必要と判断された場合には、法に基づく入札を実施することについて積極的に検討する。

また、実施要項においては、民間事業者の創意と工夫を業務に反映する観点から、民間事業者からの業務に対する改善提案を積極的に受け入れるほか、当該対象公共サービスの従来の実施における達成水準の程度やそれに要した経費について可能な限り明らかにする必要がある。

さらに、当該対象公共サービスの事業の目標や確保されるべき質としての達成目標を明確にし、事業の評価の際に、事後的な達成水準との比較や費用対効果の検証が可能となるよう十分に留意した上で、実施要項等の内容を検討する必要がある。その際、契約に定め

られた達成目標を著しく下回った民間事業者に対しては、入札参加資格等に反映させることで、安値落札の弊害を抑止する。

3 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置

国の行政機関等は、法に基づく入札の結果、民間事業者に実施が委託された対象公共サービスに関しても最終的にその適正かつ確実な実施に責任を負うことを認識し、法第4条第1項の規定も踏まえ、民間事業者が対象公共サービスを適正かつ確実に実施するよう、法及び当該民間事業者との契約に基づき、監督等必要な措置を講ずる。

他方、対象公共サービスの実施を委託された民間事業者は、法第6条の規定を踏まえ、当該対象公共サービスの公共性を認識の上、国民の信頼が確保されるよう、法令を遵守することはもとより、その実施に関して責任を持って取り組むことが求められる。

4 地方公共団体が実施する法に基づく入札に関する国の行政機関の役割

地方公共団体の公共サービスに関して、法に基づく入札を実施するか否かの判断は当該地方公共団体に委ねられているところである。

一方、国の行政機関は、法第4条第2項の規定を踏まえ、自発的に法に基づく入札を実施しようとする地方公共団体、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく地方独立行政法人が円滑に公共サービスの改革に取り組むことができるよう、その取組を阻害している法令の見直しを図るなど環境整備を積極的に進める。

第2節 公共サービスの改革に関し政府が講すべき措置

1 対象公共サービスの選定

（1）意見の募集及びそのための情報の公表

公共サービスの改革を進めるためには、民間事業者の創意と工夫の発揮効果が高いと見込まれる業務について、重点的に法に基づく入札又は廃止等の対象とするとともに、国民の視点に立って、可能な限り幅広い分野から対象公共サービスを選定していくことが重要である。このため、法第7条第3項から第5項までの規定を踏まえ、民間事業者が、創意と工夫に基づいて、より良い公共サービスの担い手となると考えられる業務について、民間事業者又は地方公共団体等から意見及びそれに必要な情報公表の要請を受け付けることとしている。

また、情報の公表に当たっては、当該業務についての理解を深め、より良い民間事業者からの意見に結び付けるとの観点から、当該業務を所管する国の行政機関等は、当該業務

に係る具体的な業務内容や目的、実施体制、実施方法、従来の実施における目的の達成の程度を把握するために参考となる情報等を積極的に公表する必要がある。

なお、公共サービスに関する意見及びそれに必要な情報公表の要請は、「行政処分」に係る業務又は既に民間事業者等に委託されている業務を含め、広く国の行政機関等が実施する業務等を対象とするものである。

このほか、提出された意見の取扱いに対する総務省及び関係行政機関等の検討状況並びに情報公表の要請があった情報については、原則として総務省のホームページにおいて公表するものとする。

(2) 対象公共サービスの選定の基本的な考え方

限られた財源の中で国民に対しより質の高いサービスを提供していく観点から、国の行政機関等が実施する業務について、本章第1節①から③の考え方に基づき、事務又は事業の内容及び性質に応じて対象公共サービスの選定を行うこととする。

具体的には、以下の①から⑤を踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

- ① 事務又は事業の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か。
- ② 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か。
- ③ 会計法令（会計規程等を含む。）に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性及び公正性を担保する入札手続（具体的には、実施要項における情報開示、実施要項の策定に当たっての監理委員会の審議等）により、透明かつ公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か。
- ④ 民間事業者が当該業務を実施する場合、当該業務の公共性に鑑み、従来から民間委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等（法第26条の規定に基づく報告の徴収等及び法第27条の規定に基づく国の行政機関等の長等の指示等）を行うことが必要であるか否か。
- ⑤ 国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か。

民間委託により業務を実施する際には、国の行政機関等の長等は、当該業務の内容に応じて、上記の①から④を踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

また、「行政処分」に係る業務は、法に基づく入札又は廃止等の対象から除外されるものではない。ただし、当該業務を民間事業者に実施させる場合には、法律の特例が必要とされる業務として法第7条第2項第3号及び第4号に規定する政府が講ずべき措置に関する計画の中で決定した上で、法第5章第2節に規定する「特定公共サービス」として位置

付けるため、法の一部改正を行うことが必要となる。

なお、民間委託が可能と考えられる公共サービス又は対象公共サービスについて、業務改善、効率性・効果性向上の観点から、業務フローとコストの分析の実施を監理委員会から求められた場合、国の行政機関等は、法第4条第1項の規定の趣旨を踏まえ、この求めに応じなければならない。

(3) 本年度の事業選定の方針

本年度の事業選定に当たっての方針は以下のとおりとする。

- ① 法に基づく入札を実施し、契約の複数年化や法第25条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービス
- ② 事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス
- ③ 国の行政機関等の関与（国の行政機関等による指定、国の行政機関等による補助等）を通じて特定の法人が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの
- ④ 官民競争入札の対象については、事務又は事業の内容及び性質に照らして必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない公共サービスのうち、業務フローとコストの分析の結果、改善が見込まれる業務であり、複数年度の調整により予算や人事等について解決策が見込まれるもの
- ⑤ これまでに選定した対象公共サービスのうち、法に基づく入札を実施し、民間事業者の創意と工夫を反映することにより、質の維持向上及び経費の削減が図られた分野についての範囲拡大
- ⑥ 関係組織や行政事業レビュー等において問題等を指摘された公共サービス

2 法に基づく入札の実施等

(1) 実施要項の作成

法に基づく入札を実施するに当たっては、法第9条及び第14条の規定により、対象公共サービスの内容等に応じた実施要項を定めることが必要である。

実施要項は、対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質など、対象公共サービスを担うこととなった者が遵守すべき重要事項等を定めるものであるとともに、民間事業者等による良質な提案を促すために、事前に公表する入札に関する募集情報を網羅的に記載するものである。この内容は、対象公共サービスを国民のためにどのように提供する

ことが適切かという、いわば対象公共サービスの在り方を示すものである。

特に、対象公共サービスの事業の目的を明らかにし、また確保されるべき質を適切かつ明確に定めるとともに、適切な実施期間を設定することは、民間事業者の創意と工夫を活かして対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現し、その適正かつ確実な実施を確保するために重要である。

また、国の行政機関等の長等は、監理委員会が別に定めている「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」(平成26年5月21日付け官民競争入札等監理委員会決定)、「実施要項における従来の実施状況に関する情報開示に関する指針」(平成26年5月21日付け官民競争入札等監理委員会決定)等に基づいて、実施要項を定める必要がある。

なお、国の行政機関等は、実施要項を定めるに当たっては、より適切な実施要項とするため、必要に応じて、以下に示すような様々な取組を行う。

- ① 実施要項の案を公表して、幅広く意見を聴取し、十分に考慮すること
- ② 基本方針の策定段階で聴取した民間事業者等からの意見を十分に考慮すること
- ③ 外部専門家の活用を検討すること

(2) その他入札の実施に当たっての留意事項

国の行政機関等の長等は、法に基づく入札を実施するに当たっては、可能な限り多様かつ多数の入札参加者の間で公正な競争が確保されるよう責任を持って対応するとともに、以下に留意して適切に入札を実施する。

- ① 入札参加資格の有無の確認

国の行政機関等の長等は、法第9条第2項第3号及び同条第3項並びに第14条第2項第3号及び同条第3項の規定に基づき実施要項で定められる入札参加資格並びに法第10条及び同条を準用する第15条に規定する欠格事由の有無を適切な方法によって確認するものとする。

- ② 落札者等を決定したときに公表すべき事項

落札者等を決定したときは、法第13条第3項及び同項を準用する第15条の規定に基づき、必要な事項を公表することとなる。落札者等の決定の理由の公表に当たっては、入札参加者の数、入札価格及び総合評価の評価結果等についても、可能な限り詳細な情報を公表し、入札の過程の透明性を確保するよう努める。

- ③ 初回の入札で落札者が決定しなかったときの取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかった場合には、原則として、入札条件等を見直し、再度公告して入札に付することとする。国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施すること等の対応は、やむを得ない場合に限定し、その理由を公表

するとともに、監理委員会に報告するものとする。

3 対象公共サービスの実施等

法に基づく入札の結果、質及び価格の観点から総合的に最も優れた提案を行った者が対象公共サービスの実施を担うこととなるが、この場合、当該提案に基づいて実際に対象公共サービスの質の維持向上を図ることが必要である。

(1) 民間事業者が落札者となった場合における対象公共サービスの実施等

国の行政機関等と民間事業者は、十分な時間をかけ、実施要項及び提案書の内容を契約に適切に反映させた上で、契約を締結する。

国の行政機関等は、対象公共サービスを開始する前に、当該民間事業者との間において、十分な時間的余裕を持って業務の引継ぎ等の準備行為を実施するものとする。

(2) 国の行政機関等が自ら実施する場合における対象公共サービスの実施等

官民競争入札の結果、国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施する場合、当該入札の際の自らの提案(法第11条第1項第1号に規定する対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法及び同条第2項に規定する対象公共サービスの実施に要する経費の金額)に基づき、自ら対象公共サービスを適正かつ確実に実施する。

なお、国の行政機関等が自らの提案に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合等は、民間事業者による対象公共サービスの実施の場合に準じて、新たな民間競争入札を実施する等の必要な措置を講ずる。

(3) 再委託の禁止等

民間事業者が落札者となった場合、対象公共サービスの実施に当たり、その全部を一括して再委託することは、競争の結果、質及び価格の観点から総合的に最も優れた提案を行った者に公共サービスの実施を任せることとしている法全体の趣旨及び目的に照らして認められない。

なお、民間事業者が対象公共サービスの質の維持向上等のために、その一部について再委託を行う場合に、国の行政機関等が講すべき措置として実施要項に定める内容は、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」において監理委員会が定めるものとする。

第3節 地方公共団体が実施する法に基づく入札

法は、地方公共団体に対し、法に基づく入札の実施を義務付けてはいない。

地方公共団体においては、法第5条の規定を踏まえ、住民の立場に立って、法の基本理

念にのっとり、当該特定公共サービスに関し見直しを行い、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から適切な場合には、法に基づく入札を実施することが期待される。

そのため、総務省においては、地方公共団体の自主的・主体的な取組に資するよう、地方公共団体における法に基づく入札の実施状況に関し、法第8条の規定に基づく実施方針の策定状況及び先駆的な取組等についての情報をインターネットの活用等により広く公表する。

なお、法令の特例を講ずる必要のない業務について、地方公共団体は、法の定める手続によらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき自ら所要の規則等を定めることにより、法の定める手続と同等の入札手続を実施することができる。

その場合、法の定める手続等を参考にしつつ、地域の実情に応じ、公共サービスの改革の趣旨を踏まえた対応が望まれる。

第4節 監理委員会

監理委員会は、公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するために総務省に設置されており、法の基本理念を具体化するための重要な役割を担う組織である。

そのため、国民の視点及び公正中立な視点に立って審議を進め、その結果を適切に開示するとともに、その活動内容についてホームページ等により広く公表するものとする。また、審議の過程においては、国の行政機関等と議論することや民間事業者又は地方公共団体等から意見を聴く機会を持つこと等により、公共サービスの改革に向けて幅広く検討すること等を通じ、積極的・能動的な審議を行うものとする。

他方で、対象公共サービスの増加に伴い、監理委員会における審議等の効率化を図る必要性が高まっている状況を踏まえ、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日付け官民競争入札等監理委員会決定）が定められたところであり、当該指針の適切な運用により、監理委員会の審議等の効率化に努める必要がある。

第5節 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価

1 評価の位置付け

公共サービスの改革を不斷に進めるためには、これまでの対象公共サービスの実施状況を十分に検証した上で、実施期間の終了後の対象公共サービスの実施の在り方について見直すことが重要である。

そのため、総務大臣は、法第7条第8項の規定に基づき、対象公共サービスの確保されるべき質の達成状況、経費の削減効果等の当該対象公共サービスの実施状況を踏まえ、事業の評価を行い、その結果を公表するとともに、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方を見直し、必要に応じて、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して基本方針を変更する。

2 評価の手続

法第7条第8項に規定する総務大臣による事業の評価は、対象公共サービスの実施期間終了にあわせて行うこととされている。この評価は、事業の評価結果を基本方針に反映し、また、対象公共サービスの実施期間終了時に当該対象公共サービスの継続又は廃止等の次の段階に速やかに移行することができる適切な時期から開始されなければならない。

すなわち、総務大臣は、事業の評価の開始の時期に関して、対象公共サービスが実施期間終了後も継続して実施される場合には、当該事業の評価の結果を実施要項等に適切に反映させることができ十分可能な時期に設定されるよう配慮する必要がある。

具体的には、以下の手続により実施することを原則とする。

- ① 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、次の3に掲げる事項に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報を総務大臣及び監理委員会へ提出する。
- ② ①により提出された情報を踏まえ、総務大臣は、事業の評価案を作成し、対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等と協議する。
- ③ 総務大臣は、事業の評価案について監理委員会の議を経た上で、事業の評価を確定する。
- ④ 総務大臣は、確定した事業の評価を踏まえ、基本方針を見直し、必要に応じ、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議の上、変更する。
- ⑤ 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、確定した事業の評価を踏まえ、次期事業の実施要項（案）に反映させる。

3 評価の観点

実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する総務大臣の事業の評価は、以下の事項等について、効率性、有効性、妥当性、必要性等の観点から行うこととし、その際、社会経済情勢の変化等、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も適切に勘案する。

- ① 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標について達成しているか、実施体制及び実施方法について改善すべきところはないか、また、民間事業者の創意と工夫が発揮され、質の維持向上の点で具体的な効果を上げているか。
- ② 従来の実施に要した経費と契約金額とを比較した場合又は従来の実施に要した経費と支払金額とを比較した場合、経費の削減の点で効果を上げているか。

- ③ 民間事業者が実施している場合の対象公共サービスの実施状況と、国の行政機関等又は民間事業者が実施する同様の業務の実施状況との比較等により、質の維持向上や経費の削減の点で効果を上げているか。
- ④ 発注者側のモニタリング及び監督状況は適切であったか、また、受託事業者との連携は取れていたか。
- ⑤ 目標の達成状況を踏まえ、必要な場合、業務見直し等の対応策が講じられていたか。
- ⑥ 「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める終了プロセス及び新プロセスへの移行に当たっては、同指針で示した移行基準に合致しているか。
- ⑦ 上記①から⑥の対象公共サービスの実施状況の評価及びその要因分析を踏まえ、当該対象公共サービスを継続させる必要性の有無や、今後の対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るために必要と考えられる対応策（例えば、確保されるべき対象公共サービスの質として設定される達成目標の内容、対象公共サービスの実施地域・地点、対象公共サービスの範囲、対象公共サービスの実施期間、落札者等を決定するための評価基準の見直し等）を整理した上で、方向性を示す。

第6節 公務員の処遇

法に基づく入札の結果、民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇については、配置転換と新規採用の抑制により対応することを基本とする。

また、法第31条第1項の規定による再任用職員となることを希望する者に対しては、任命権者は、その者の退職前の職員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験とを勘案し、本人の希望について十分配慮する。

第7節 制度の活用に向けた取組

総務省は、公共サービスの改革に関する優良事例等の蓄積・整理や改革の進捗状況等の情報の公表を行うとともに、地方公共団体及び民間事業者等の要望に対する必要な助言・支援等を行い、公共サービスの改革の一層の推進に努める。

あわせて、地方公共団体、民間事業者等に対して、法の基本理念や制度の具体的な仕組み等について広報・啓発及び情報提供を行うとともに、関連制度の動向等を含めた調査研究を行う。

第3章 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項については、前章までに記載したもののほか、別表のとおり定める。

政府は、別表に盛り込まれた計画及び措置を計画的かつ着実に実施し、その進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与する。

1. 内閣法制局
行政情報ネットワークシステム開運業務

2. 内閣府
公物管理等業務

事項名	措置の内容等
内閣法制局LANシステム一式	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している内閣法制局LANシステム一式について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 内閣法制局の行政事務の効率的な遂行及びデジタル・ガバメントの実現を図るために、電子メール、インターネット、政府共通ネットワーク、オフィスソフト等を利用するための基盤を提供するシステムの整備・運用業務</p> <p>【契約期間】 令和2年4月から令和6年12月までの4年9か月間</p>

事項名	措置の内容等
	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の積算技術業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業）</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の工事監督支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業）</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の技術審査業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業）</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局開発建設部及び管内の各事務所</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局のダム管理支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和元年度から開始し2年を超える期間（令和元年度開始事業） 令和2年度から開始し1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業）</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の道路許認可審査・適正化指導業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業）</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の用地補償総合技術業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業）</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所</p>

事項名	措置の内容等
工業業務 現場技術	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の発注補助業務について、実施要項に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の施工状況確認補助業務・品質監視補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の監督補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の技術審査補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の協力に関する調査業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施しているアジア地域原子力協力に関する調査業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 農林水産省管の国営土地改良事業における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部</p> <p>【契約期間】 令和3年度から開始し1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事業(務)所</p> <p>沖縄総合事務局の現場技術業務について、民間競争入札を実施する。 その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 農林水産省管の国営土地改良事業における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部</p> <p>【契約期間】 令和4年度末までに入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年度から開始し1年を超える期間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事業(務)所</p>

事項名	措置の内容等
イ 港湾及び 空港における 発注者支援業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の発注補助業務について、実施要項に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の監督補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の技術審査補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している沖縄総合事務局の協力に関する調査業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施しているアジア地域原子力協力に関する調査業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 沖縄総合事務局管内の各事務所等</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 アジア原子力協力フォーラム参加12か国の原子力政策の最新動向や開心事、研究協力の状況等に関する調査の実施</p> <p>【契約期間】 令和元年5月から令和4年3月までの2年11か月間</p>

3. 宮内庁
行政情報ネットワークシステム関連業務

4. 警察庁
(1) 行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】令和2年2月から令和6年1月までの4年間

事項名	措置の内容等
ア 警察庁の警察総合捜査情報システム業務及び保守業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している警察総合捜査情報システム業務プログラムの開発及び保守業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】犯罪統計等の情報報を迅速かつ高精度に分析できるよう抽出整理して提供し、第一線の捜査活動を支援するシステムを運用するためのプログラム開発及び保守業務 【契約期間】令和2年3月から令和6年2月までの4年間（保守業務） 警察総合捜査情報システム業務プログラムの開発及び保守業務（事業1・II）について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。
イ 警察庁の事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務及び保守業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務用プログラムの開発及び保守業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】不法入国者の海上陸路等水際における取締りの徹底を図る業務を運用するためのプログラム開発及び保守業務 【契約期間】令和9年4月から令和11年2月までの1年1か月間（開発業務） 令和11年3月から令和15年2月までの4年間（保守業務） 【契約期間】平成31年3月から令和4年3月までの3年1か月間（保守業務） 次的内容の民間競争入札により事業を実施している事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務用プログラムの開発及び保守業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。
ウ 警察庁の行政情報管理制度業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している行政情報管理制度業務プログラムⅠ・Ⅱの開発及び保守業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】各種行政情報を蓄積・管理し、行政情報報に係る照会や各種統計表の作成など様々な警察行政を支援するシステム用いるプログラム開発及び保守業務 【契約期間】平成31年3月から令和4年3月までの3年1か月間（保守業務）

5. 消費者庁
(1) 行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務 【契約期間】 平成30年10月から令和4年12月までの4年3か月間	次の内容の民間競争入札により事業を実施している消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務 東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務 【契約期間】 令和3年4月から令和6年3月までの3年間
(2) 独立行政法人の業務	

6. 復興庁
公物管理等業務

事項名	措置の内容等
東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務 【契約期間】 令和3年4月から令和6年3月までの3年間	次の内容の民間競争入札により事業を実施している東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務について、実施要項に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務 東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務 【契約期間】 令和3年4月から令和6年3月までの3年間

7. 総務省

(3) 行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
ア 総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年10月から令和7年3月までの4年6か月間（保守・運用業務） 令和3年7月から令和7年3月までの3年9か月間（保守・運用業務以外）</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している政府統計共同利用システムの運用業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 システム運用及び保有する以下の業務 ①システムの運用及び監視要員及びヘルプデスク要員が行う運用監視業務及び業務アリケーションに対する問合せ対応業務</p> <p>【契約期間】 平成29年12月から令和4年12月までの5年1か月間</p> <p>政府統計共同利用システムの運用業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 令和4年8月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年12月から令和9年12月までの5年1か月間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している総合無線局監理システム運用技術支援等の請負について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年12月から令和5年3月までの2年4ヶ月間</p> <p>国立研究開発法人情報通信研究機構の情報システム運用業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 令和3年10月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年4月から令和6年3月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「小金井本部」（東京都）、「ユニバーサルコミュニケーション研究所」（京都府）及び「未来ICJ研究所」（兵庫県）</p>
イ 政府統計共同利用システムの運用業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している政府認証基盤の運用・保守の請負について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 政府認証基盤（GPKI）を構成する2つの認証局（ブリッジ認証局、政府公用認証局）の運用及び保守に関する以下の業務 ①高度なセキュリティを確保しつつ、24時間365日正常に稼働させるための認証局の施設（マスターセンタ、バックアップセンター）・設備及びシステムの管理や稼働監視</p> <p>②全府省の大臣、局長等の電子公印（電子証明書）の発行</p> <p>③システム脆弱性対応（毎日、提供される脆弱性情報を調査し、テスト環境での検証を踏まえ、本番システムへ適用）</p> <p>④利用者環境の維持（各府省のパソコンのオンライン関連ソフトウェア（JAVA）等のバージョンアップに伴うシステムの稼働確認及び修正）</p> <p>⑤システム障害対応（ハードウェア障害やソフトウェア不具合への24時間365日対応）等</p> <p>【契約期間】 平成29年3月から令和4年1月までの4年11か月間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している政府認証基盤の運用・保守の請負について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 政府認証基盤（GPKI）を構成する2つの認証局（ブリッジ認証局、政府公用認証局）の運用及び保守に関する以下の業務 ①高度なセキュリティを確保しつつ、24時間365日正常に稼働させるための認証局の施設（マスターセンタ、バックアップセンター）・設備及びシステムの管理や稼働監視</p> <p>②全府省の大臣、局長等の電子公印（電子証明書）の発行</p> <p>③システム脆弱性対応（毎日、提供される脆弱性情報を調査し、テスト環境での検証を踏まえ、本番システムへ適用）</p> <p>④利用者環境の維持（各府省のパソコンのオンライン関連ソフトウェア（JAVA）等のバージョンアップに伴うシステムの稼働確認及び修正）</p> <p>⑤システム障害対応（ハードウェア障害やソフトウェア不具合への24時間365日対応）等</p> <p>【契約期間】 令和3年6月から令和8年1月までの4年8か月間</p>
ウ 総合無線局監理システム運用技術支援等の請負	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している総合無線局監理システム運用技術支援等の請負について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年12月から令和5年3月までの2年4ヶ月間</p> <p>国立研究開発法人情報通信研究機構の情報システム運用業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 令和3年10月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年4月から令和6年3月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「小金井本部」（東京都）、「ユニバーサルコミュニケーション研究所」（京都府）及び「未来ICJ研究所」（兵庫県）</p>

事項名	措置の内容等
事項名	<p>科学技術研究開発費による基本的な計画調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年6月閣議決定（令和2年6月閣議決定）を踏まえ、システムの全般性を確保しつつ民間開放を推進することとしたことに対応して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。</p>

(2) 公物管理等業務

事項名	措置の内容等
事項名	<p>科学技術研究開発費による基本的な計画調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年6月閣議決定（令和2年6月閣議決定）を踏まえ、システムの全般性を確保しつつ民間開放を推進することとしたことに対応して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。</p>

(1) 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等
事項名	<p>科学技術研究開発費による基本的な計画調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年6月閣議決定（令和2年6月閣議決定）を踏まえ、システムの全般性を確保しつつ民間開放を推進することとしたことに対応して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。</p>

8. 法務省

(1) 登記競争業務

事項名	措置の内容等
証明書交付等 事務（乙号事務）	次の内容の民間競争入札により事業を実施している登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧等の実施要項等の公開に係る登記所の業務（乙号事務）について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 交付する登記事項証明書、地図の写し、印鑑證明書等の閲覧に係る業務登記所に係る業務及び登記簿の附属書類、地図等の閲覧に係る業務のうち利害関係の有無の審査に係るものと除いた業務 【契約期間】 令和2年度から開始し5年を超えない期間（新潟地方法務局及び鳥取地方法務局管内の登記所に限る。） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国414か所（令和3年4月1日現在）のうち408か所の登記所 【適用される法令の特例措置】 法第33条の2に基づく不動産登記法等の特例

(2) 刑事施設競争業務

事項名	措置の内容等
ア 刑事施設 の運営	次の内容の民間競争入札により事業を実施している刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所を以下同じ。）の運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 刑事施設の運営業務のうち、法第33条の3第1項第1～4号及び同第6～13号に掲げる業務並びにその他の非権力的業務（被収容者に対する義務を課す处分を伴う業務を除いた業務） 【契約期間】 平成29年4月から令和6年3月までの7年間（「静岡刑務所」及び「笠松刑務所」） 平成29年4月から令和4年3月までの5年間（「黒羽刑務所」） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 総務業務及び警備業務については、「静岡刑務所」（静岡県）及び「笠松刑務所」（岐阜県）の2か所 作業業務、職業訓練、教育業務、分類業務及び収容関連サービス業務については、「黒羽刑務所」（岐阜県）及び「静岡刑務所」（静岡県）の3か所 【適用される法令の特例措置】 法第33条の3に基づく刑事收容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例

措置の内容等

事項名	措置の内容等
ア 刑事施設 の運営	次の内容の民間競争入札により事業を実施している刑事施設の運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 刑事施設の運営業務並びにその他の非権力的業務（被収容者に対する義務を課す处分を伴う業務を除いた業務） 【契約期間】 令和3年3月から令和12年3月までの9年1か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「豊川社会復帰促進センター」（栃木県）及び「播磨社会復帰促進センター」（兵庫県） 【適用される法令の特例措置】 法第33条の3に基づく刑事收容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例 次の内容の民間競争入札により事業を実施している刑事施設における被収容者等の処遇に関する法 被収容者に基づき適切に運営する。 イ 刑事施設 ににおける被 収容者に對する 給食業務

措置の内容等

事項名	措置の内容等
イ 刑事施設 ににおける被 収容者に對する 給食業務	次の内容の民間競争入札等の被収容者に対する給食業務 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 刑事施設における被収容者に対する給食業務 【契約期間】 平成20年6月から令和6年3月までの9年1か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「入札等の3か所を含む。」の3か所 【適用される法令の特例措置】 法第33条の3に基づく事業を実施している刑事施設における被収容者等の処遇に関する法 被収容者に基づき適切に運営する。

(3) 行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
電子認証システムによる運用・保守業務	電子認証システムによる運用・保守業務については、同システムの更 改にあわせて民間競争入札を実施する。その内容の詳細については監理 委員会と連携して検討する。

(3) 独立行政法人の業務

(1) 施設管理・運営業務及び研修関連業務	
事項名	措置の内容等
中国若手行政官等長期育成支援事業	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している中国若手行政官等長期育成支援事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 中国の若手行政官等の日本の大学院に留学生として受け入れる事業。</p> <p>受入大学の調整、留学生の来日前支援、日本語研修の実施、奨学金及び学費の支給、留学生のモニタリング等の事業に係る支援業務</p> <p>【契約期間】 平成30年4月から令和4年3月までの4年間 平成31年4月から令和5年3月までの4年間 令和2年4月から令和6年3月までの4年間</p>

(2) 行政情報ネットワークシステム関連業務	
事項名	措置の内容等
(独) 国際協力機構コンピュータシステム運用等業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)国際協力機構コンピュータシステム運用等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成28年2月から令和5年11月までの7年10か月間</p> <p>(独)国際協力機構コンピュータシステム運用等業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定期】 令和4年5月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和5年2月から令和11年1月までの6年間</p> <p>(独)国際協力機構のJICA情報通信網の更改について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 JICAが業務で利用するJICA本部、国内約10拠点・海外約100拠点・データセンターを結ぶ専用回線の構築、旧回線からの切替及び運用・保守業務</p> <p>【入札等の実施予定期】 令和4年9月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和5年1月から令和12年3月までの7年3か月間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)国際交流基金J-NET運用管理支援等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成30年8月から令和4年9月までの4年2か月間</p>

10. 財務省

(1) 統計調査関連業務		措置の内容等			
事項名	次の内容の民間競争入札により事業を実施している施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。				
民間給与実態統計調査	<p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会に対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 令和4年5月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年9月から令和8年6月までの3年間</p>				
(2) 施設管理・運営業務及び研修閑連業務		措置の内容等			
事項名	次の内容の民間競争入札により事業を実施している「さいたま新都心合同庁舎1号館」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。				
「さいたま新都心合同庁舎1号館」の管理・運営業務	<p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 庁舎施設の電気機械設備等運転・保守管理業務、警備業務、清掃業務</p> <p>【契約期間】 令和2年4月から令和5年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「さいたま新都心合同庁舎1号館」(埼玉県)</p>				
「横浜第2合同庁舎」の管理・運営業務	<p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 庁舎施設の電気・機械・監視制御設備管理等保守点検及び環境衛生管理業務、警備業務、清掃業務等</p> <p>【契約期間】 平成31年4月から令和4年3月までの3年間</p> <p>【横浜第2合同庁舎】の管理・運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 庁舎施設の電気・機械・監視制御設備管理等保守点検及び環境衛生管理業務、警備業務、清掃業務等</p> <p>【入札等の実施予定時期】 令和3年12月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年4月から令和7年3月までの3年間</p>				
「神戸地方合同庁舎」の管理・運営業務	<p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 庁舎の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成31年4月から令和4年3月までの3年間</p>				
(3) 行政情報ネットワークシステム閑連業務		措置の内容等			
事項名	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国有財産総合情報管理システムの運用業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。				
「西ヶ原研修合同庁舎」の管理・運営業務	<p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 施設等管理業務、警備業務、清掃業務、植栽管理業務等</p> <p>【契約期間】 令和2年4月から令和5年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「西ヶ原研修合同庁舎」(東京都)</p>				
「古屋港湾合同庁舎」の管理・運営業務	<p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 建築設備等保守、清掃、警備等維持管理業務</p> <p>【契約期間】 令和3年4月から令和6年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「名古屋港湾合同庁舎」(愛知県)、「名古屋税關監視部永分室」(愛知県)、「名古屋税關監視部船着場」(愛知県)、「名古屋税關コントローラー」(愛知県)、「名古屋税關南部税關部船着場」(愛知県)、「名古屋税關西部出張所」(愛知県)、「豊橋税關支署蒲郡出張所」(愛知県)、「衣浦港税關西部出張所」(愛知県)、「名古屋税關西部分庁舎」(愛知県)、「名古屋税關第一港陽町宿舎」(愛知県)、「四日市税關第一港陽町宿舎」(愛知県)、「四日市税關第二港陽町宿舎」(愛知県)、「四日市コントローラー」(三重県)及び「四日市コントローラー」(三重県)の14か所</p>				
「横浜第2合同庁舎」の管理・運営業務	<p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国有財産総合情報管理システムに係る運用サービスマネジメント業務や業務運営支援といったシステムの運用に関する業務</p> <p>【契約期間】 令和2年4月から令和5年3月までの3年間</p>				
「神戸地方合同庁舎」の管理・運営業務	<p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国有財産総合情報管理システムの運用・保守業務</p> <p>【契約期間】 平成31年4月から令和4年3月までの3年間</p>				

11. 文部科学省
(1) 公物管理等業務

事項名	措置の内容等
国税システム運用業務委託一式（東京国税局）について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】東京国税局において運用している国税総合管理システム及び国税電子申告・納税システム等のセンターバッヂ処理及びこれに付随する業務の委託 【契約期間】令和3年4月から令和8年3月までの5年間	次の内容の民間競争入札により事業を実施している科学技術ノベーション創出基盤に関する調査分析業務 【業務の概要及び入札等の対象範囲】プログラムオフィサーの設置、課題の募集、評価及び管理制度、制度設計、成果の公開業務等を通じた課題の調査分析業務 【契約期間】令和3年4月から令和8年3月までの5年間
電子計算機の運用等業務委託一式（大阪国税局）について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】大阪国税局において運用している国税総合管理システム及び国税電子申告・納税システム等で使用する電子計算機の運転及びこれに付随する一切の業務並びにOAシステムに付随するデータ管理業務の委託 【契約期間】令和3年4月から令和8年3月までの5年間	次の内容の民間競争入札により事業を実施している電子計算機の運転等業務一式（大阪国税局）について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】大阪国税局において運用している国税総合管理システム及び国税電子申告・納税システム等で使用する電子計算機の運転及びこれに付随するデータ管理業務の委託 【契約期間】平成31年4月から令和4年3月までの3年間

(2) 行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
（独）国立特別支援教育総合研究所電子計算機システム一式について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】令和4年1月を目途に入札公告 【契約期間】令和4年12月から令和9年11月までの5年間	（独）国立特別支援教育総合研究所電子計算機システム一式について、民間競争入札により事業を実施している（独）大学入試センター業務用電子計算機システム基盤等に基づき適切に運営する。
（独）大阪入試センター業務用電子計算機システム基盤等及び運用支障業務 【契約期間】平成28年8月から令和3年7月までの5年間	（独）大阪入試センター業務用電子計算機システム基盤等及び運用支障業務について、民間競争入札を実施する。その内容の詳細については、監理委員会と連携して検討する。
（ウ）国立研究開発法人科学技術振興機構JSTセキュリティ監視運用業務 【契約期間】令和元年11月から令和5年3月までの3年5か月間	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人科学技術振興機構JSTセキュリティ監視運用業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【入札等の実施予定時期】令和4年8月を目途に入札公告 【契約期間】令和4年11月から令和8年3月までの3年5か月間

事項名	措置の内容等
(独) 日本学術振興会業務基盤システムの更新業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）日本学術振興会業務基盤システムの更新業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】平成29年7月から令和5年1月までの5年間</p> <p>（独）日本学術振興会業務基盤システムの更新業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】令和3年12月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】令和5年2月から令和10年1月までの5年間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）日本芸術文化振興会情報システムの総括運用管理支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】平成30年7月から令和4年3月までの3年間</p> <p>（独）日本芸術文化振興会情報システムの総括運用管理支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】令和3年10月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】令和4年4月から令和8年3月までの4年間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人海洋研究開発機構ネットワーク機器更新・保守及び運用支援並びにセキュリティ監視業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】平成30年9月から令和6年3月までの5年7か月間</p> <p>（独）日本芸術文化振興会情報システムの総括運用管理支援業務</p> <p>国立研究開発法人海洋研究開発機構ネットワーク機器更新・保守及び運用支援並びにセキュリティ監視業務</p> <p>国立研究開発法人理化研究所のマルウェア対策・WAF機器の運用管理</p> <p>国立研究開発法人理化研究所のマルウェア対策システム及びWAFシステムを活用したセキュリティ監視及び情報セキュリティに関する業務支援</p> <p>【契約期間】令和2年4月から令和4年3月までの2年間</p>
イ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の文書管理運用支援業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の文書管理運用支援業務及びプロジェクト技術文書管理運用支援業務</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】JAXA文書管理運用支援業務</p> <p>【契約期間】令和2年10月から令和4年9月までの2年間</p>
ウ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の資産管理支援業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の資産管理支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】JAXA会計規程等に基づいた資産異動報告書の受付・ファイル化、資産管理システムを利用した資産の確認・登録・チエック、財務仕訳、資産棚卸、不用資産調査及び資産の利活用調査、償却資産申告、ロケット・人工衛星等搭載実績調査、決算整理（月次及び年次）等作業の支援を行う業務</p> <p>【契約期間】令和元年10月から令和4年9月までの3年間</p>
エ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】核燃料サイクル工学研究所の個人被ばく管理区域立入者（放射線業務従事者及び測定装置の保守等に一時立入者）の個人被ばく管理に係る線量測定及び測定装置の保守等に関する業務</p> <p>【契約期間】令和2年4月から令和5年3月までの3年間</p>
オ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】日本原子力研究開発機構図書館における資料の受入、整理、目録作成、提供等、成果情報の管理等に関する業務</p> <p>【契約期間】令和3年4月から令和6年3月までの3年間</p>
（3）独立行政法人の業務	
ア 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構のシステム技術支援業務等	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構のシステム技術支援業務等について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】①安全要求等の作成・維持及び再突入リスク評価、②安全・ミッション保証技術の研修、及び③安全・ミッション保証に関する技術支援業務</p> <p>【契約期間】令和2年4月から令和5年3月までの3年間</p>

事項名	措置の内容等	措置の内容等
次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の地層処分研究開発等に係る業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 核燃料サイクル工学研究所における地層処分研究開発に関する施設等の運転管理に係る業務 【契約期間】 令和3年4月から令和6年3月までの3年間	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の地層処分研究開発等に係る業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 核燃料サイクル工学研究所における地層処分研究開発に関する核種移行試験等に係る業務 【契約期間】 令和3年4月から令和4年3月までの1年間	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の地層処分研究開発等に係る業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 核燃料サイクル工学研究所における地層処分研究開発に関する核種移行試験等に係る業務 【契約期間】 令和3年4月から令和5年3月までの1年間
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の地層処分研究開発等に係る業務に係る試験等に係る業務 【契約期間】 令和2年4月から令和4年3月までの2年間	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の地層処分研究開発等に係る業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 核燃料サイクル工学研究所における地層処分研究開発に関する核種移行試験等に係る業務 【契約期間】 令和2年4月から令和4年3月までの2年間	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の地層処分研究開発等に係る業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 核燃料サイクル工学研究所における地層処分研究開発に関する核種移行試験等に係る業務 【契約期間】 令和2年4月から令和4年3月までの2年間
国立研究開発法人理化学研究所計算科学研究センターが運用するスープーコンピューター「富岳」に係る施設及び設備の維持管理業務 【契約期間】 令和4年4月から令和7年3月までの3年間	国立研究開発法人理化学研究所計算科学研究センターが運用するスープーコンピューター「富岳」に係る施設及び設備の維持管理業務 【契約期間】 令和4年4月から令和7年3月までの3年間	国立研究開発法人理化学研究所計算科学研究センターが運用するスープーコンピューター「富岳」に係る施設及び設備の維持管理業務 【契約期間】 令和4年4月から令和7年3月までの3年間
国立研究開発法人理化学研究所の設置管理業務 【契約期間】 令和5年4月から令和7年3月までの2年間	国立研究開発法人理化学研究所の設置管理業務 【契約期間】 令和5年4月から令和7年3月までの2年間	国立研究開発法人理化学研究所の設置管理業務 【契約期間】 令和5年4月から令和7年3月までの2年間
(4) 国立大学法人等の業務	事項名	措置の内容等
次的内容の民間競争入札により事業を実施している(株)日本学生支援機構の設置する兵庫国際交流会館の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「兵庫国際交流会館」の管理・運営等業務 【契約期間】 平成31年4月から令和4年3月までの3年間	国立大学法人理化学研究所の設置管理業務 【契約期間】 令和4年10月を目途に入札公告	国立大学法人にについては強立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨を踏まえ、業務の特性に配慮しつつ、経営効率化の観点から、既に他の国の行政機関等において官民競争入札等の対象となる施設の運営業務等に係る検討等に關する検討について、官民競争入札等監理委員会の指摘も踏まえ、引き続き経営改善の取組に努める。
次的内容の民間競争入札により事業を実施している(株)日本学生支援機構の設置する兵庫国際交流会館の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「兵庫国際交流会館」の管理・運営等業務 【契約期間】 令和3年10月を目途に入札公告	(株)日本学生支援機構の設置する兵庫国際交流会館の管理・運営業務 【契約期間】 令和4年4月から令和6年3月までの2年間	

12. 厚生労働省

事項名	措置の内容等
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の学術総合センター建物管理事務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 施設の設備管理業務、警備業務等 【入札等の実施予定期】 令和3年11月を目途に入札公告 【契約期間】 令和4年4月から令和7年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「学術総合センター」（東京都）	

事項名	措置の内容等
(1) 日本年金機構関連業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している国民年金保険料収納事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 年金事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求等の業務</p> <p>【契約期間】 令和2年7月から令和5年5月までの2年11か月間（304か所の年金事務所） 令和3年2月から令和5年5月までの2年4か月間（8か所の年金事務所）</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312か所のうち304か所の年金事務所 全国312か所のうち8か所の年金事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p>

事項名	措置の内容等
(2) ハローワーク関連業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している「新卒応援ハローワーク」、「わかものハローワーク」及び「マザーズハローワーク」における求職者セミナー、キャリア・コンサルティング等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 業務の実施に係る就職支援セミナー、キャリア・コンサルティング、心理カウンセリング等</p> <p>【契約期間】 平成31年4月から令和4年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京都、愛知県及び大阪府内の「新卒応援ハローワーク」、「わかものハローワーク」及び「マザーズハローワーク」</p>

(3) 統計調查閥連業務

(5) 施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等
ア 「上石神井戸」の運営業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している「上石神井戸」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 平成31年4月から令和4年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「上石神井戸」（東京都）

事項名	措置の内容等
(7) 地方出先機関関連業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している医師国家試験事業、歯科医師国家試験事業、看護師国家試験事業、理学療法士国家試験事業、作業療法士国家試験事業、検査技師国家試験事業、臨床検査事業、職業訓練士国家試験事業及び薬剤師国家試験事業のうち、地方厚生局等で実施する業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 地方厚生局等の実施する出願受付、試験会場の確保、試験運営、合格発表等の試験実施業務

事項名	措置の内容等
(8) 独立行政法人の業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成31年4月から令和4年3月までの3年間

事項名	措置の内容等
ア 厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成29年6月から令和4年3月までの4年10か月間
イ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構基幹ネットワークシステムの委託業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している「(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構基幹ネットワークシステム」に係る保守・運用管理業務の委託業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成29年5月から令和4年4月までの5年間
ウ (独) 労働者健康安全システム共通センター運用業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している「(独) 労働者健康安全システム共通センター」に係る保守・運用業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 【基幹業務システムのハードウェアとグループウェアシステムのハードウェアを一本化した、「労働者健康安全機構情報システム（プラットフォーム）」の構築及び運用・保守業務並びにデータセンターの運用業務
エ (独) 労働者健康安全機構事業統計システム運用・保守業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している「(独) 労働者健康安全機構事業統計システムソフトウェア運用・保守業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成30年2月から令和5年3月までの5年2か月間

13. 農林水産省

事項名	措置の内容等
ウ 地域医療機能推進機構うち一つのみや病院等における患者給食業務委託について、実施要項等に基づき適切に運営する。	次の内容の民間競争入札により事業を実施している。(独)地域医療機能推進機構うち一つのみや病院等における患者給食業務委託について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及びひ入れ等の対象範囲】 うつのみや病院入院患者及び健康管理制度センター健診受診者、附属介護老人保健施設入所者に対する給食業務 【契約期間】 令和2年4月から令和5年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 うつのみや病院及びうつのみや病院附属介護老人保健施設 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(国)立研究開発法人にて、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及びひ入れ等の対象範囲】 国立成育医療研究センターのビルメンテナンス総合管理業務委託について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 令和2年4月から令和5年3月までの3年間 【業務の概要及びひ入れ等の対象範囲】 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの医事業務委託について、原則として次のとおりとする。 医療事務業務の委託 【入札等の実施予定時期】 令和4年5月を日付に入札公告 【契約期間】 令和4年10月から令和7年9月までの3年間 国立研究開発法人国際医療研究センターの医事業務委託について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及びひ入れ等の対象範囲】 医療事務業務の委託 【入札等の実施予定時期】 令和3年7月を日付に入札公告 【契約期間】 令和4年4月から令和6年3月までの2年間 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの小型実験動物研究施設実験動物・飼育管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及びひ入れ等の対象範囲】 小型実験動物・飼育管理業務 【入札等の実施予定時期】 令和3年12月を日付に入札公告 【契約期間】 令和4年4月から令和7年3月までの3年間

事項名	措置の内容等
ア 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査	次の内容の民間競争入札により事業を実施している木材流通統計調査のうち木材価格統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及びひ入れの対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【契約期間】 令和元年11月から令和7年1月までの5年3か月間 次の内容の民間競争入札により事業を実施している農業物価統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及びひ入れの対象範囲】 調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配布・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務 【契約期間】 令和元年11月から令和7年3月までの5年5か月間 次の内容の民間競争入札により事業を実施している内水面漁業生産統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及びひ入れの対象範囲】 調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務 【契約期間】 令和元年11月から令和6年8月までの4年10か月間
事項名	措置の内容等
イ 農業物価統計調査	(2) 公物管理等業務

(3) 米の買入れ・充填し関連業務

事項名	措置の内容等	措置の内容等
ア 国有林の間伐等事業(統合)	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している国有林の間伐等事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>国有林野の立木の間伐、複層林へ誘導する伐採、地持え及び苗木の植付等の業務</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和2年4月以降、同年中の入札公告に基づく落ち者の決定後から開始し、令和4年度までに終了する1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】</p> <p>北海道(5か所)、東北(4か所)、関東(3か所)、中部(2か所)、近畿中国(2か所)、四国(5か所)及び九州(3か所)の各森林管理局管内の森林管理署2か所</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している水産物流通調査業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>① 产地水産物流調査(荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査に係る統計調査) 関連業務</p> <p>② 产地水産物流調査(水場量・価格調査(年間・月別)) 及び水場量・価格情報(日別) の収集等に係る業務</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和3年4月から令和6年3月までの3年間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している森林生態系多様性基礎調査事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>調査地点(定め)における多様性の状況(標高、斜面方位等)、林況(林種、樹種等)及び生態系の現地調査並びに現地調査の精度の検証・向上に係る業務</p> <p>【契約期間】</p> <p>平成31年4月から令和6年3月までの5年間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方農政局の現場技術業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>農林水産省管の国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和3年度から開始し1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】</p> <p>各地方農政局管内の各事業務所</p>	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している政府米の販売等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>政府米の販売及び販売等に必要な保管、運送等の一連の業務の複数受託事業体への包括的な委託</p> <p>【契約期間】</p> <p>平成28年度の契約締結日から令和4年3月までの約6年間(平成28年度開始事業)</p> <p>平成29年度の契約締結日から令和5年3月までの約6年間(平成29年度開始事業)</p> <p>平成30年度の契約締結日から令和6年3月までの約6年間(平成30年度開始事業)</p> <p>令和元年度の契約締結日から令和7年3月までの約6年間(令和元年度開始事業)</p> <p>令和2年度の契約締結日から令和8年3月までの約6年間(令和2年度開始事業)</p> <p>令和3年度の契約締結日から令和9年3月までの約6年間(令和3年度開始事業)</p>

(4) 行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等	措置の内容等
農林水産省行政情報システムの運用管理業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している農林水産省行政情報システムの運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】</p> <p>平成30年11月から令和3年12月までの3年2か月間</p>	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している農林水産省行政情報システムの運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】</p> <p>平成30年11月から令和3年12月までの3年2か月間</p>

ア 国有林の間伐等事業(統合)	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している森林生態系多様性基礎調査事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>調査地点(定め)における多様性の状況(標高、斜面方位等)、林況(林種、樹種等)及び生態系の現地調査並びに現地調査の精度の検証・向上に係る業務</p> <p>【契約期間】</p> <p>平成31年4月から令和6年3月までの5年間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方農政局の現場技術業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>農林水産省管の国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和3年度から開始し1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】</p> <p>各地方農政局管内の各事業務所</p> <p>地方農政局の現場技術業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>農林水産省管の国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部</p> <p>【入札等の実施予定期】</p> <p>令和4年度末までに入札公告</p> <p>【契約期間】</p> <p>令和4年度から開始し1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】</p> <p>各地方農政局管内の各事業務所</p>	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している政府米の販売等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>政府米の販売及び販売等に必要な保管、運送等の一連の業務の複数受託事業体への包括的な委託</p> <p>【契約期間】</p> <p>平成28年度の契約締結日から令和4年3月までの約6年間(平成28年度開始事業)</p> <p>平成29年度の契約締結日から令和5年3月までの約6年間(平成29年度開始事業)</p> <p>平成30年度の契約締結日から令和6年3月までの約6年間(平成30年度開始事業)</p> <p>令和元年度の契約締結日から令和7年3月までの約6年間(令和元年度開始事業)</p> <p>令和2年度の契約締結日から令和8年3月までの約6年間(令和2年度開始事業)</p> <p>令和3年度の契約締結日から令和9年3月までの約6年間(令和3年度開始事業)</p>
-----------------	--	---

14. 経済産業省

(2) 公物管理等業務

事項名	措置の内容等
ア 中小企業実態基本調査	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している中小企業実態基本調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査対象の選定、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成及び報告書の作成に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成31年4月から令和4年3月までの3年間</p> <p>【入札等の実施予定時期】 令和4年1月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年4月から令和7年3月までの3年間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している海外事業活動基本調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 名簿整備、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力、集計、統計表の作成及び概況の作成に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成31年4月から令和4年3月までの3年間</p> <p>海外事業活動基本調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 名簿整備、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力、集計、統計表の作成及び概況の作成に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 令和3年12月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年4月から令和7年3月までの3年間</p> <p>エネルギー消費統計調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 名簿整備、調査対象の選定、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力及び報告書の作成に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 令和5年7月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和5年10月から令和10年9月までの3年間 又は 令和5年10月から令和10年9月までの5年間</p>
イ 海外事業活動基本調査	

事項名	措置の内容等
ア 国際出願に係るデータエントリー業務一式	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）に基づき登録された機関による、高い機密性を有する未公開特許情報の電子化業務の全部又は一部</p> <p>【契約期間】 令和2年4月から令和7年3月までの5年間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している書面による手続のデータエントリー業務一式について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に基づき登録された機関による、高い機密性を有する未公開特許情報の電子化業務の全部又は一部</p> <p>【契約期間】 令和2年4月から令和7年3月までの5年間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している放射性廃棄物重要基盤技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 廃棄物事業を進める上で、先行的に実施すべき重要な基礎的なテーマ（5テーマ程度）について、研究開発のみならず、処分場受入れに關わる社会的受容性を高めるよな人文社会学系の研究も対象とする。</p> <p>【契約期間】 平成31年4月から令和5年3月までの4年間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している放射性廃棄物海外総合情勢調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 放射性廃棄物海外総合情報調査</p> <p>【契約期間】 平成30年4月から令和5年3月までの5年間</p>
イ 行政情報ネットワークシステム開運業務	

事項名	措置の内容等
ア 経済産業省基盤システムの運用管理業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している経済産業省基盤情報システムの運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 経済産業省基盤情報システムの運用支援（利用申請、受付、各種機器等の貸し出し、管理向けサービス等）、セキュリティに係る運用支援（外部デバイス制御等）等の業務</p> <p>【契約期間】 令和3年10月から令和8年1月までの4年4か月間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）経済産業研究所第五期RIETI PC-LANサービスの調達について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和3年4月から令和8年3月までの5年間</p>
イ (独) 経済産業研究所RIETI PC-LANサービスの調達	

事項名	措置の内容等
次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人産業技術総合研究所の産業技術システム運用管理支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 つくばセンタ－情報ネットワークシステム運用管理業務、地域センター－情報ネットワークシステム運用管理業務、ユーザ支援業務、ヘルプデスク業務、情報セキュリティメント対応支援業務、監視・障害予防処理に関する業務、産総研が指定する他業者との連携業務及びその他の付随する業務 【契約期間】 平成30年4月から令和4年3月までの4年間	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）経済産業省電子申請受付・審査等管理システム運用支授業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 経済産業省電子申請受付・審査等管理システム運用支授業務 【契約期間】 平成30年4月から令和4年3月までの4年間
事項名	措置の内容等
（4）独立行政法人の業務	
事項名	措置の内容等
次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）工業所有権情報・研修館の印財総合支授窓口運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 中小企業等の事業成長及び地方創生に向けた以下の業務 ①都道府県ごとに常設窓口の開設 ②中小企業等の知的財産に関する悩みや課題の解決支援 ③知的財産の活用を促すための理解増進等（セミナー等を通じた事業紹介や広報活動業務等） 【契約期間】 令和2年3月から令和4年3月までの2年1か月間	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）工業所有権情報・研修館の印財総合支授窓口運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 中小企業等の事業成長及び地方創生に向けた以下の業務 ①都道府県ごとに常設窓口の開設 ②中小企業等の知的財産に関する悩みや課題の解決支援 ③知的財産の活用を促すための理解増進等（セミナー等を通じた事業紹介や広報活動業務等） 【契約期間】 令和2年3月から令和4年3月までの2年1か月間
（独）工業所有権情報・研修館の印財総合支授窓口運営業務 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 各センターを結ぶ情報ネットワーク、サーバ、システム共通基盤（セキュリティ対策、認証、バックアップ等の基盤を提供するサービス）、事務共通基盤（NITE-LAN端末、複合機、モバイルPC等）を中心NITE-LANシステム及びその運用管理業務 【契約期間】 平成30年5月から令和5年3月までの4年11か月間	（独）工業所有権情報・研修館の印財総合支授窓口運営業務について、民間競争入札により事業を実施している（独）製品評価技術基盤機構共通基盤情報システム運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 各センターを結ぶ情報ネットワーク、サーバ、システム共通基盤（セキュリティ対策、認証、バックアップ等の基盤を提供するサービス）、事務共通基盤（NITE-LAN端末、複合機、モバイルPC等）を中心NITE-LANシステム及びその運用管理業務 【契約期間】 令和3年10月を目途に公募
（独）製品評価技術基盤機構共通基盤情報システム運用管理業務 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 （独）製品評価技術基盤機構共通基盤情報システム運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【契約期間】 令和3年12月を目途に公募	（独）工業所有権情報・研修館の印財総合支授窓口運営業務について、民間競争入札により事業を実施している（独）製品評価技術基盤機構共通基盤情報システム運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【契約期間】 令和3年10月を目途に公募
オ 調査統計システム支援業務 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 運用管理支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査設計システムによる業務アブリケーション運用支援・技術支援、ヘルプデスク、オンライン調査業務支援等 【契約期間】 平成30年11月から令和4年4月までの3年6か月間	（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構の国家石油備蓄基地操業委託について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 （1）運転業務（国家備蓄石油の品質・数量の点検、維持修理、改良更新工事等）、（2）施設管理業務（資産の保守点検、環境保全）、（3）安全防災業務（安全防災、環境調査、環境保全）、（4）その他業務 【契約期間】 平成30年1月から令和5年3月までの5年3か月間 【入札等の対象官署・事業所の数、所在地】 全国10か所（苫小牧東部、むつ小川原、久慈、秋田、福井、菊間、白島、上五島、串木野及び志布志）の各国家石油備蓄基地

15. 國土交通省

(1) 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等
ア 国際航空旅客動態調査	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している国際航空旅客動態調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 企画、実査準備、実査、審査、集計及び分析加工に係る業務</p> <p>【契約期間】 令和2年6月から令和5年3月までの2年10か月間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している宿泊旅行統計調査の実査・集計について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査票等の調査物品等の、作成、印刷、発送、催促、照会対応、回収・集計、統計表の作成、分析に係る業務</p> <p>【契約期間】 令和3年4月から令和4年3月までの1年間</p> <p>宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査票等の調査物品等の、作成、印刷、発送、催促、照会対応、回収・集計、統計表の作成、分析に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 令和4年1月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年4月から令和5年3月までの1年間</p> <p>自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査票等の印刷、発送、受付、督促、内容検査、照会対応、電子データ化に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 令和4年3月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年10月から令和7年9月までの3年間</p>
イ 宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務	<p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査票等の調査物品等の、作成、印刷、発送、催促、照会対応、回収・集計、統計表の作成、分析に係る業務</p> <p>【契約期間】 令和4年1月を目途に入札公告</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 調査票等の印刷、発送、受付、督促、内容検査、照会対応、電子データ化に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 令和4年3月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年10月から令和7年9月までの3年間</p>

(2) 公物管理等業務

事項名	措置の内容等
ア 道路、河川、ダム及び都市公園における発注者支援業務等	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の積算技術業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和元年度から開始し2年を超える期間（令和元年度開始事業） 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業）</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等</p>

事項名	措置の内容等
ウ 国立研究開発法人産業技術総合研究所の設備等維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。	<p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国立研究開発法人産業技術総合研究所のつくば西ー7棟における設備等の維持管理業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 令和3年11月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年4月から令和6年3月までの2年間</p>

事項名	措置の内容等
事監督支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 令和元年度から開始し2年を超える期間（令和元年度開始事業） 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局 並びに北海道開発局管内の各事務所等	次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の工事監督支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 令和元年度から開始し2年を超える期間（令和元年度開始事業） 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 並びに北海道開発局管内の各事務所等
次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の技術審査業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 令和元年度から開始し2年を超える期間（令和元年度開始事業） 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局 並びに北海道開発局管内の各事務所等	次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の技術審査業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 令和元年度から開始し2年を超える期間（令和元年度開始事業） 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 並びに北海道開発局管内の各事務所等
次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の河川巡視支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 令和元年度から開始し2年を超える期間（令和元年度開始事業） 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局 並びに北海道開発局管内の各事務所等	次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の河川巡視支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 令和元年度から開始し2年を超える期間（令和元年度開始事業） 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 並びに北海道開発局管内の各事務所等
次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の河川監視支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 令和元年度から開始し2年を超える期間（令和元年度開始事業） 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局 並びに北海道開発局管内の各事務所等	次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の河川監視支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 令和元年度から開始し2年を超える期間（令和元年度開始事業） 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 並びに北海道開発局管内の各事務所等
ア、ダム及び都市公園における発注者支援業務等（継続） 道路、河川、港湾における発注者支援業務等（継続） 港湾及び空港における発注者支援業務	【契約期間】 令和元年度から開始し2年を超える期間（令和元年度開始事業） 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局 並びに北海道開発局管内の各事務所等
【契約期間】 令和元年度から開始し2年を超える期間（令和元年度開始事業） 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業） 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局 並びに北海道開発局管内の各事務所等	【契約期間】 令和元年度から開始し2年を超える期間（令和元年度開始事業） 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和2年度開始事業） 並びに北海道開発局管内の各事務所等

事項名	措置の内容等
港湾及び空港における業者支拂い登録業務（統合）	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の監督補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業）</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、中部、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している地方整備局等の技術査定補助業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和2年度から開始し1年内又は1年を超える期間（令和3年度開始事業）</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、中部、中国、四国及び九州の各地方整備局並びに北海道開発局管内の各事務所等</p>
東京国際空港警備業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している東京国際空港警備業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 東京国際空港制限区域、東京空港事務所庁舎等への不法侵入等防止のための、警備システム監視、立哨、巡回等による警備業務</p> <p>【契約期間】 平成31年4月から令和4年3月までの3年間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している空港有害鳥類防除業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 鳥類の航空機への衝突防止のための空港内巡回による鳥類観察、銃器等による威嚇作業等</p> <p>【契約期間】 平成31年4月から令和4年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京国際空港、新潟空港、宮崎空港、鹿児島空港及び那霸空港の5か所</p>
空港有害鳥類防除業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している航空交通管制機器部品補給管理等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 航空交通管制機器の部品の一元管理を行う航空保安施設部品補給管理システム及び帳票等作成業務</p> <p>【契約期間】 令和2年4月から令和5年3月までの3年間</p>
空港消防等業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している空港消防等業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 航空機事故の際に効果的な消火活動及び迅速な搭乗者の救出活動を行う業務</p> <p>【契約期間】 平成31年4月から令和4年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京空港事務所（東京都）、新潟空港事務所（新潟県）</p> <p>【令和4年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。</p> <p>空港消防等業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 航空機事故の際に効果的な消火活動及び迅速な搭乗者の救出活動を行う業務</p> <p>【契約期間】 平成3年12月を日途に入札公告</p> <p>【入札等の実施予定期間】 令和3年12月を日途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年4月から令和7年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京空港事務所（東京都）、新潟空港事務所（新潟県）</p> <p>【令和4年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している北海道開発局の監督支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 農林水産省所管の国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部</p> <p>【契約期間】 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 北海道開発局管内の各事務所等</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 農林水産省所管の国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部</p> <p>【契約期間】 令和3年度から開始し1年内又は1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 北海道開発局の監督支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 農林水産省所管の国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の一部</p> <p>【契約期間】 令和4年度末までに入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年度から開始し1年内又は1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 北海道開発局管内の各事務所等</p>

(3) 行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
ア 金融総合オンラインシステム（平成30年基盤更改後）の運用業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】平成29年6月から令和5年12月までの6年7か月間 （独）住宅金融融資支援機構総合オンラインシステム（平成30年基盤更改後）の運用業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】令和4年10月を目途に入札公告	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）住宅金融支 援機構総合オンラインシステム（平成30年基盤更改後）の運用業務につ いて、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】平成30年3月から令和10年12月までの5年10か月間 （独）住宅金融融資支援機構総合オンラインシステム（平成30年基盤更改後）の運用業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】令和5年3月を目途に入札公告
イ 国立研究開発法人木本研究室情報システム運用支援業務 ウ 国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入及び運用支援業務 エ 国立研究開発法人港湾空港技術研究所港湾空港技術研究室情報処理システム運用支援業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開發法人木本研究室情報システム運用支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】令和元年10月から令和4年3月までの2年6か月間 次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開發法人建築研究所共用計算機システム借入及び運用支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】平成29年4月から令和4年3月までの5年間 国立研究開發法人建築研究所共用計算機システム借入及び運用支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】令和4年9月を目途に入札公告 【契約期間】令和5年4月から令和10年3月までの5年間 次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開發法人海上・港湾・航空管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】平成30年2月から令和4年3月までの4年2か月間
オ 都市再生機構UR-NETの運用支援等に関する業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）都市再生機 構UR-NETの運用支援等に関する業務について、実施要項等に基づき適 切に運営する。 【契約期間】平成29年3月から令和4年3月までの5年1か月間 （独）都市再生機構UR-NETの運用支援等に関する業務について、民間 競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定時期】令和3年11月を目途に入札公告 【契約期間】令和4年3月から令和7年3月までの5年1か月間

事項名	措置の内容等
旅行安全情報共有プラットフォームの保守・運用について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 旅行安全情報共有プラットフォームの運用、保守、その他利用に係る役務提供 【入札等の実施予定時期】 令和4年2月を目途に入札公告 【契約期間】 令和4年4月から令和5年3月までの1年間	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）水資源機構の豊川用水二期用地補償支援業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 豊川用水二期事業に必要となる土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務</p> <p>【契約期間】 令和2年4月から令和4年3月までの2年間</p> <p>（独）水資源機構の豊川用水二期用地補償支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 豊川用水二期事業に必要となる土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務</p> <p>【入札等の実施予定期間】 令和3年11月を目途に入札公告 【契約期間】 令和4年4月から令和6年3月までの2年間</p>
（4）独立行政法人の業務	
事項名	措置の内容等
ア　（独）自動車技術総合機構の自動車検査業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）自動車技術総合機構の「研修センター」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 令和3年4月から令和8年3月までの5年間</p> <p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の発注者支援業務（新横浜）について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 工事発注に係る補助的業務、関係機関等との協議・調整に係る補助業務等</p> <p>【契約期間】 令和2年4月から令和4年3月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 関東甲信工事局（神奈川県）</p> <p>（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の発注者支援業務（新横浜）について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 工事発注に係る補助的業務、関係機関等との協議・調整に係る補助業務等</p> <p>【入札等の実施予定期間】 令和3年12月を目途に入札公告 【契約期間】 令和4年4月から令和6年3月までの2年間</p>

16. 環境省

(4) 独立行政法人の業務

(1) 統計調査閑遊業務	
事項名	措置の内容等
水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している水質汚濁物質排出量につきに適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付・督促、照会に対応（以上については水質汚濁防止法等の施行状況調査を除く。）、個別審査、集計及び報告書の作成に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成29年7月から令和4年3月までの4年9か月間</p>

(2) 公物管理等業務

事項名	措置の内容等
国民公園の維持管理業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している国民公園の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>「京都御苑」の管理・運営業務のうち、庭園管理、清掃、巡視・利用指導、広報・案内、駐車場等の運営管理、飲食施設等の運営等の各業務</p> <p>【契約期間】 令和2年4月から令和5年3月までの3年間</p> <p>国民公園の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>「皇居外苑」の管理・運営業務のうち、庭園管理、清掃、巡視・利用指導、広報・案内、駐車場等の運営管理、飲食施設等の運営等の各業務</p> <p>【入札等の実施予定期】 令和3年12月を目途に入札公告</p> <p>【契約期間】 令和4年4月から令和7年3月までの3年間</p>

(3) 行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
国立研究開発法人国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務	<p>次の内容の民間競争入札により事業を実施している国立研究開発法人国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成31年3月から令和7年2月までの6年間</p>

17. 原子力規制委員会
行政情報ネットワークシステム関連業務

18. 防衛省・自衛隊
行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
ア 原子力規制委員会ネットワーク・システムの更新整備及び運用管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している原子力規制委員会ネットワークに運営する。 【契約期間】 令和3年4月から令和7年12月までの4年9か月間
イ 原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務	次の内容の民間競争入札により事業を実施している原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 オフサイトセンターにおける通信設備等の維持管理業務 【契約期間】 平成29年4月から令和4年3月までの5年間 【入札等の対象・箇所】 全国23か所のオフサイトセンターのうち、「神奈川県横須賀オフサイトセンター」(神奈川県)、「神奈川県川崎オフサイトセンター」(神奈川県)、「茨城県原子力オフサイトセンター」(茨城県)、「大阪府熊取オフサイトセンター」(大阪府)及び「大阪府東大阪オフサイトセンター」(大阪府)
ウ 放射線監視に係るシステムの運用・管理業務	放射線監視に係るシステムの運用・管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 地方公团体による放射線監視結果等から得られた環境放射線データの収集・管理(加工・分析等)・公開に用いるシステムの開発及び運用・管理業務について、調達仕様書、要件定義書、運用計画書、保守計画書等に基づき適切に運営する。 【入札等の実施予定期間】 令和5年12月を目途に入札公告 【契約期間】 令和6年4月から令和12年3月までの6年間
エ 原子力規制委員会ホームページ・CMSサーバに係る運用・保守業務	原子力規制委員会ホームページ・CMSサーバに係る運用・保守業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 原子力規制委員会ホームページ・CMSサーバに係る運用・保守業務 【入札等の実施予定期間】 令和7年1月を目途に入札公告 【契約期間】 令和7年4月から令和12年3月までの5年間

事項名	措置の内容等
防衛省中央OAネットワーク・システム	次の内容の民間競争入札により事業を実施している防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【契約期間】 平成29年1月から令和4年2月までの5年2か月間 防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【入札等の実施予定期間】 令和3年10月を目途に入札公告 【契約期間】 令和4年3月から令和8年2月までの4年間

19. その他（関係府省）

事項名	措置の内容等
ア 法人連業務への官民競争入札等の活用に関する検討	関係府省は、「政府系公益法人の見直しについて」（平成23年7月内閣府）を踏まえ、入札手続の透明性、公正性及び競争性を高めるとともに、民間事業者の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図るために、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上から、官民競争入札又は民間競争入札を活用することについて、検討を行う。
イ 庁舎等施設の運営業務への官民競争入札等の活用に関する検討	関係府省は、引き続き、監理委員会と連携しつつ、一般庁舎の管理・運営業務について、災害事態に対応、セキュリティの確保等を踏まえながら、庁舎における業務の性格を勘案しつつ、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を行なう。
ウ 独立行政法人連業務への官民競争入札等の活用に関する検討	「独立行政法人の業務の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）Ⅲ. ②にに基づき情報公開について、入札手続の透明性、公正性、競争性を高めるとともに、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を行なう。独立行政法人は、民間競争入札を活用することにつき、検討を行う。
エ 地方公共団体が実施する官民競争入札等の活用に関する検討	独立行政法人は、自らの業務・事業を見直すために、「独立行政法人改革等による基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）Ⅳに基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。 本別表以外の独立行政法人連業務についても、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図ることにつき、検討を行う。
オ 特殊法人の業務の再点検	独立行政法人の業務についても、原則、官民競争入札又は民間競争入札を実施、検討等を行なうとするが、必要に応じ、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札又は民間競争入札を活用することについても検討を行う。
カ その他官民競争入札等に向けた取組等	独立行政法人の業務についても、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を行なう。

(注) 上記の事業のうち、閣議決定日以降の監理委員会において終了プロセスへの移行が了承された事業については、本表から削除され、法に基づく入札の対象外とした事業一覧（参考資料）に反映されたものとみなす。

(別表) 新プロセス事業一覧

下記の事業については、原則として下記の措置の内容とおりとする。
その内容は、原則として下記の措置の内容とおりとする。

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
民間給与実態統計調査	【契約期間】平成30年9月から令和4年6月までの3年10か月間 【業務の概要及び入れ等の対象範囲】調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務	担当府省等 財務省

事項名	措置の内容等	担当府省等
牛乳製品統計調査	【契約期間】平成28年11月から令和4年1月までの5年3か月間 【業務の概要及び入れ等の対象範囲】調査関係用品の印刷、調査票の配布・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務	農林水産省 財務省

2. 公物管理等業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
都市公園の維持管理業務	【契約期間】平成30年11月から令和5年1月までの4年3か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】都市公園法第2条第1項第2号口に規定する公園（国営沖縄記念公園）	内閣府
都市公園の維持管理業務	【契約期間】平成30年11月から令和5年1月までの4年3か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】都市公園法第2条第1項第2号口に規定する公園（4か所）	国土交通省
都市公園の維持管理業務	【契約期間】令和元年9月から令和5年11月までの4年3か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】都市公園法第2条第1項第2号イに規定する公園（1か所）	国土交通省
都市公園の維持管理業務	【契約期間】令和元年11月から令和6年1月までの4年3か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】都市公園法第2条第1項第2号イに規定する公園（11か所）	国土交通省

3. 施設管理・運営業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
自治大学校施設の管理・運営等業務	【契約期間】平成31年4月から令和4年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】「自治大学校」（東京都）	総務省
消防大学校施設の管理・運営等業務	【契約期間】平成31年4月から令和6年3月までの5年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】「消防大学校」（東京都）	総務省
「法務省浦安総合センター」の管理・運営業務	【契約期間】平成29年4月から令和4年3月までの5年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】「法務省浦安総合センター」（千葉県）	法務省